

議案第40号

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月6日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区手数料条例の一部を改正する条例

目黒区手数料条例（平成12年3月目黒区条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表の1の136の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表の1の136の2の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表の1の141の4の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表の1の141の5の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同表の1の142の2の2の項中「限る。）」の次に「又は同条第6項若しくは第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定」を加え、同表の1の142の3の2の項中「限る。）」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定」を加える。

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表の1の136の項、136の2の項、141の4の項及び141の5の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（説明） 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）が施行されることに伴い、建築行為を伴わない既存住宅の長期優良住宅維持保全計画の認定に係る手数料を追加するとともに、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。